

第231回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和7年12月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求める目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

このたび、以下のとおり開催した第231回独占禁止懇話会について、議事概要を取りまとめましたので公表します。

1 日時 令和7年11月7日（金）14時00分～16時00分

2 場所 公正取引委員会 大会議室
(一部の会員については、オンライン方式で参加)

3 議題

- 令和6年度及び令和7年度上半期における独占禁止法違反事件の処理状況
- 令和6年度及び令和7年度上半期における取引適正化に向けた取組（下請法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等）
- 実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出されました。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については、以下のURLから御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答)

1 令和6年度及び令和7年度上半期における独占禁止法違反事件の処理状況

- 日本商工会議所が本年 10 月に実施した調査において、約 2 割の企業が「発注側と価格協議をまだ行えていない」との回答を行っている。価格協議が実施された取引は、価格転嫁がしやすくなっているため、価格協議は重要であると考えており、商工会議所でも取引業者と下請事業者との間の取引、特に大手企業に対しては下請事業者の話をよく聞くよう、指導しているが、なかなかそこまでは至っていない。公正取引委員会においては、悪質な事例等に対する指導・勧告や、去年も実施した価格転嫁に応じなかった企業名の公表など、厳正な対処を是非お願いしたい。
- 中小企業等に不当に不利益を与える優越的地位の濫用行為について、いかに違反行為を迅速に排除するかという観点から注意を行うほか、より悪質なものに対しては警告以上の措置を探るなど、事案に応じて様々な措置を探っており、事案にふさわしい処理をしっかりと行っていきたい。
- デジタル化の進展に伴って、プラットフォーム経済が非常に発展し、その影響力を競争法に違反するような形で不正に行使し、競争市場をゆがめるという事態が起きやすい状況になりつつあると思っている。公正取引委員会には、引き続き、このような事態が起きないように、疑いがあるときには厳正に対応していただきたい。また、デジタル・プラットフォーム事業者の中には本社が海外に所在している事業者も多く存在していると思われるため、このような点も含めて、是非、競争法上の考え方を周知していただき、独占禁止法違反の未然防止を図っていただきたい。
- 例えば令和7年4月にデジタル・プラットフォーム事業者に対して排除措置命令を行うなど、公正取引委員会では独占禁止法違反の疑いがあった案件については厳正に対処しており、その姿勢は今後も変わるものではない。また、周知について、デジタル関係では、スマホソフトウェア競争促進法が本年12月から全面施行されることとなっており、同法の周知を含めて、公正取引委員会としていろいろ対応していきたい。
- 個別案件ごとに是正措置を探っていくのも一つの方法ではあるが、プラットフォーマーの影響力を利用し、同一の会社が違反行為を繰り返し行っている場合においては、会社としてのコンプライアンス体制・法令遵守意識を正さなければならないのではないか。
- 排除措置命令や確約計画において、将来的な独占禁止法違反行為の未然防止策を定めることは非常に重要であると考えている。仮に排除措置命令を守らなかった場合には命令違反となり、理屈上は罰則が科されることとなる。また、確約計画で認定された、トラスティなどと呼ばれる弁護士等のチェック等の措置を実施しなかった場合には、事件審査を再開して対処する場合もある。

- スマホソフトウェア競争促進法が12月18日に全面施行されるところ、現在の準備状況はどうのようになっているのか。また、10月に開催された日米首脳会談に際して発出された日米間の投資に関する共同ファクトシートの中で、スマホソフトウェア競争促進法について、アメリカ企業を差別せずに公正かつ自由な競争とユーザーの安全及び利便性のバランスを図り、知的財産の正当な権利を保障する形で競争法を施行するよう求める内容がわざわざ記載されていた。この点について、公正取引委員会として同法の法執行への影響をどのように考え、受け止めているのか。
→ 公正取引委員会では、本年7月にガイドラインを公表して以降、事業者及び消費者を始め、様々な方面に周知活動を実施している。また、本年10月には事業者、特にアプリの開発者の皆様の声をよく拾えるよう、相談窓口を設けるなど、本年12月18日の全面施行に向けて着実に準備を行っているところである。そして、これらに並行して、同法の規制対象である事業者とも対話をしている。スマホソフトウェア競争促進法に係る記述のあるファクトシートは日米政府が共同で発出したものとは別に米国が単独で発出した文書であるが、そこに記載されている内容は、当委員会の考え方と矛盾するものではないと考えている。
- 公正取引委員会において多様な事件を対処するなど相当いろいろなことに取り組んでいるところ、加えてスマホソフトウェア競争促進法が施行されれば同法への対応も必要になり、相当な人的リソースが必要になるのではないか。十分な人的リソースはあるのか。
→ スマホソフトウェア競争促進法に関して、質と量の両方とも高いレベルでの人的リソースが必要となり非常に大変な状況が続いていくこととなる。このような中で、何にプライオリティを置くか、社会的なインパクトやニーズにいかに応えていくかということを意識しながら人的リソースを配分し、必要なところに重点を置いていく必要があると考えている。

2 令和6年度及び令和7年度上半期における取引適正化に向けた取組（下請法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等）

- 中小受託取引適正化法について、中小受託事業者には非上場会社が多数存在していると思われるところ、委託事業者が発注した時点で中小受託事業者の正確な従業員数を把握することは困難であり、双方に負担となることが懸念される。そのため、公正取引委員会におかれでは硬直的な運用ではなく、事業者による中小受託取引適正化法の趣旨を踏まえた遵守徹底が進んでいくよう、指導・運用をお願いしたい。
→ 従業員基準については、実際の実務が円滑に進むよう一番気を遣ってパブリックコメントへの考え方を示したところであり、実際の実務に支障がないような形で運用してまいりたい。
- 今回の法改正により事業所管省庁においても指導・助言を行うことが可能となり、各業界の実務も踏まえた改善につながるのではないかと大いに期待をしている。公正取引委員会においては、是非とも事業所管省庁との連携を強化し、なるべく効率的かつ効果的で実効性のある執行をお願いしたい。

- 国土交通省と全国規模の合同荷主パトロールを実施するなど、中小受託取引適正化法の施行前から物流に関して連携を進めているところ、各省庁との連携を引き続き強化してまいりたい。
- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁のための環境整備は、我が国で長年にわたって染み付いている取引慣行を変えていくパラダイム転換を図るような取組なのではないかと思っている。そのため、引き続き規制執行と運動論の双方から各種経済団体及び業界団体も交えて縦・横の関係で取り組んでいくことが肝要なのではないかと思っており、この点は、企業側としてもコンプライアンスに終始するではなくて、企業のサステナビリティ戦略として推進をする必要があるのではないか。
- 知的財産に関する取引の適正化について、事業者間の知的財産・ノウハウの不当な取扱いが懸念点として挙げられている。この点は、侵害の実態を正確に把握した上で、それに見合った対応をしっかり考えていく必要があるのではないかと考えている。例えば、中小企業における知財管理体制の確立・強化などが今後の課題になると思われるところ、実態も踏まえた丁寧な議論を期待している。
- 現在、実態調査を実施しているところであり、知的財産取引適正化ワーキンググループにおいて途中経過を報告する予定である。知的財産取引の実態を踏まえどのようなルールやガイドライン等が望ましいのかしっかりと検討してまいりたい。
- 食品流通の価格転嫁について、食品は最終的に消費者に販売する商品であることから、川上の取引では価格転嫁ができたとしても、川下の取引では価格転嫁が困難な状況となっており、この点について是非、現場をよく調査していただきたい。
- フリーランス法の施行から1年が経過し、事業者団体に対していろいろな相談が寄せられているケースがあることから、今後、各事業者団体における業種別の相談窓口と公正取引委員会とがネットワークを構築し、相談内容を分析して次の事件調査の端緒を見つけていくことも大変重要であると考えている。今後は是非、事業者団体も活用しながら相談窓口の設置をするなど連携を深めていただきたい。
- フリーランス法は、本当にきめ細やかな対応が必要となる法律であると考えており、我々の方から積極的に説明するだけではなく、事業者団体の皆様の力を借りた周知・広報についても、いろいろと検討してまいりたい。

3 実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針

- フリーランス法をベースとした枠組みだけでは、今回の実態調査の対象となった芸能業界に限らず、実演家のような個々人を取引上の立場が強い取引先から守り、公正な市場競争を確保するというのはなかなか難しい状況であると思われる。そのため、実演家等と芸能事務

所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針ができたことは、本当にすばらしい進捗である。他方で、芸能業界以外にも個別に指針やガイドラインなどの整備により、就業環境や取引環境を整備することが必要となる領域が多々あると感じており、このような領域に対しても、今回のような実態調査を行い、個別の指針を出す必要があるのではないか。

→ 本年1月から映画・アニメ分野の制作に携わるクリエイターと制作会社との取引等に関する実態調査を開始しており、本年の秋頃を目途に実態調査報告書を公表し、その後、実態調査報告書を踏まえた指針を作成する予定である。

○ 芸能分野やスポーツ分野では、事務所等が実演家等の育成のコストを負担しており、この点から独立を妨害したり、契約期間が長くしたり、競業避止義務を課したりしているのではないか。芸能分野とスポーツ分野は、育成が必要となるという、他の業界と異なる特殊な部分を持っているのではないか。

→ 御指摘のとおりではあるが、一方で、スポーツ分野にはプロリーグが存在しており、比較的同じ境遇の方たち同士で議論することとなるが、音楽・放送分野、特に芸能分野では、プロダクションの規模やジャンルなどが多岐に渡っており、プロダクション間で議論を行うことはなかなか困難なのではないかとのお話を伺っている。

○ 芸能事務所等と契約をする実演家の中には、若者や社会的経験が少ない方がいる。また、未成年者の場合、保護者の方が芸能事務所と契約することになると思われるが、必ずしも保護者の方が契約内容を理解しきれているわけではないと思われる。そのため、契約条件を書面化することは大変有意義なことだと思う。

○ 制作委員会方式は、入札談合や優越的地位の濫用行為、権利関係の曖昧さや権利の帰属に係る法解釈の問題等、様々な論点が存在していると思われるため、映画・アニメ分野の制作に携わるクリエイターと制作会社との取引等に関する実態調査では、制作委員会方式について、一度整理をしていただきたい。

→ 実態調査において制作委員会や制作会社から意見を伺っているところであり、いろいろな実態や御意見等を踏まえて、現在検討を行っているところである。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)